

新居浜工業高等専門学校次世代型技術者（人財）育成プロジェクト外部評価委員会規程

平成29年 9 月29日 規程第 5 号

最終改正 平成30年12月12日

（設置）

第 1 条 次世代型技術者（人財）育成プロジェクトを適切に実行するため、新居浜工業高等専門学校に次世代型技術者（人財）育成プロジェクト外部評価委員会（以下「外部評価委員会」という。）を置く。

（審議事項）

第 2 条 外部評価委員会は、プロジェクトの取組に関して検証及び評価を行い、プロジェクトの目的達成及び改善に資する提言を行う。

（組織）

第 3 条 外部評価委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- （1）国立大学法人愛媛大学工学部長
 - （2）新居浜工業高等専門学校技術振興協力会会長
 - （3）愛媛県経済労働部産業支援局長
 - （4）新居浜市教育委員会教育長
 - （5）公益財団法人えひめ産業振興財団専務理事
 - （6）新居浜商工会議所会頭
 - （7）公益財団法人えひめ東予産業創造センター専務理事
- （委員長）

第 4 条 外部評価委員会に委員長を置き、国立大学法人愛媛大学工学部長をもって充てる。

- 2 委員長は、外部評価委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故のあるときは、新居浜工業高等専門学校技術振興協力会会長が、その職務を代行する。

（任期等）

第 5 条 第 3 条に掲げる委員の任期は、平成31年 3 月31日までとする。

- 2 欠員により補充した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員以外の者の出席）

第 6 条 外部評価委員会が必要と認めたときは、外部評価委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

（事務）

第 7 条 外部評価委員会の事務は、総務課において処理する。

（雑則）

第 8 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は外部評価委員会が別に定める。

附 則（平成29年 9 月29日 制定）

- 1 この規程は、平成29年10月 2 日から施行する。
- 2 この規程は、平成31年 3 月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成30年12月12日 一部改正）

この規程は、平成30年12月12日から施行する。